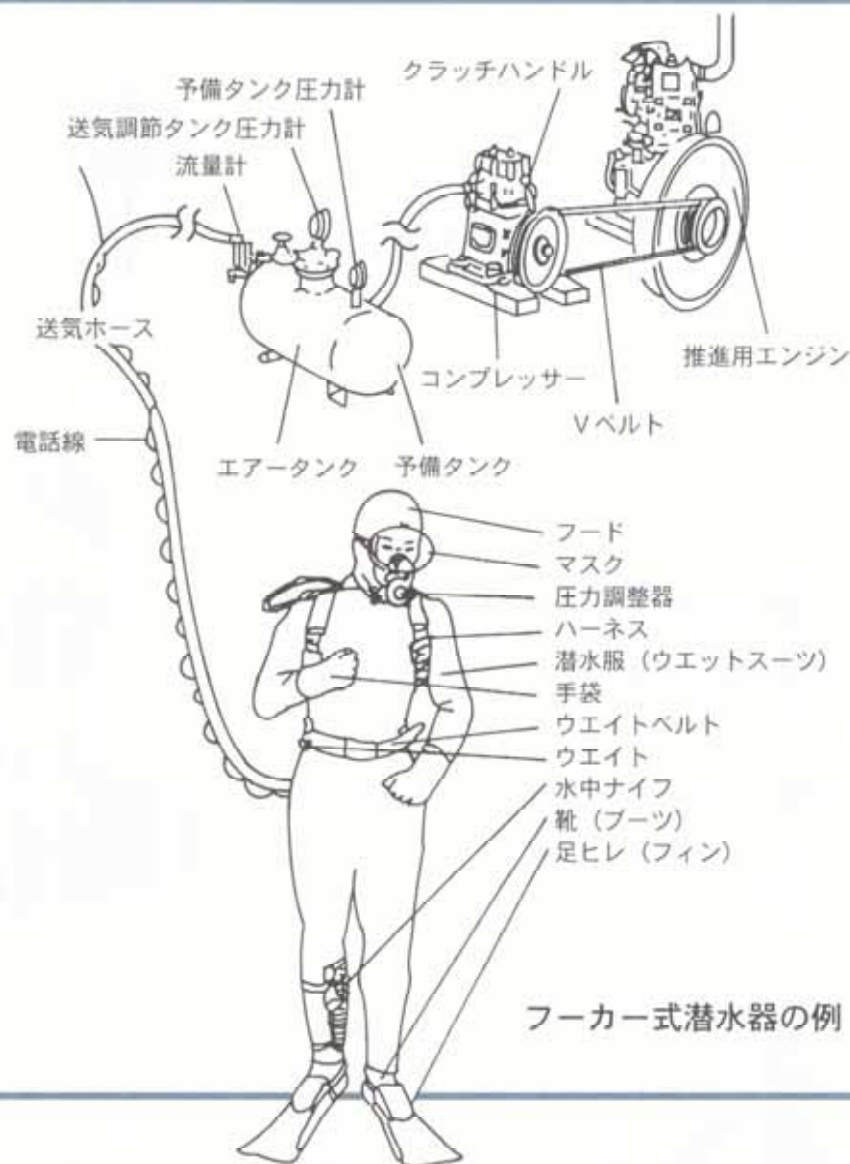


潜水作業を行うみなさまへ

高気圧作業安全衛生規則が変わりました



高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令が平成13年3月30日に公布され、同日付けで施行されました。

今回の改正は、フーカー式潜水における送気量等の基準の創設、送気式潜水において予備ポンペを着用した場合に予備空気槽を設けることを要しないこととするなど、潜水作業の実施形態の変化に対応するためのものです。

潜水作業を行う事業者ならびに労働者のみなさまは、今回の改正内容を十分に御理解の上、安全な作業を心がけてください。

1 フーカー式潜水における基準の創設

(1) 送気量及び送気圧の基準 (第28条第2項関係)

- ◆ 作業を行う水深の圧力下において、潜水作業員1人当たり、「毎分40リットル以上」の送気を行うことができる空気圧縮機を使用すること。
- ◆ 送気圧を、作業を行う水深の圧力に「0.7メガパスカル」を加えた値以上とすること。

※1 「フーカー式潜水」とは、船上等から空気圧縮機で潜水作業員に送気を行う方式（送気式潜水）のうち、潜水作業員に圧力調整器（レギュレーター）を使用させるものを言います。一般に「フーカー式潜水」というと、圧力調整器にマウスピースを取り付けて、それをくわえて潜水を行うタイプを指しますが、マスクの口元の部分に圧力調整器が取り付けられていて、それを被って潜水を行うタイプのもの（全面マスク式）もあり、「フーカー式潜水」と同様の措置が必要です。



全面マスク式の例

※2 フーカー式潜水では、潜水作業員が息を吸うときだけ送気される（デマンド式）ため、ヘルメット式潜水のように連続送気は行われません。このため、送気量は、潜水作業員や作業内容によって異なります。したがって、潜水作業員が必要なときに必要なだけの送気を行えるよう、空気圧縮機的能力と送気圧が定められることになりました。

※3 平成13年3月30日時点ですでにフーカー式潜水を行っており、使用している空気圧縮機がこれらの基準を満たさない場合は、平成15年3月29日までの間は、改正前の基準（作業を行う水深の圧力下における送気量を毎分60リットル以上とすること。）で作業を行うことができます。

(2) 予備空気槽の内容積の基準 (第8条第2項関係)

- ◆ 予備空気槽（事故の場合に必要な空気をたくわえてある槽）の内容積は、次の式で計算される値以上であること。

$$V = \frac{40(0.03D + 0.4)}{P}$$

- V 予備空気槽の内容積（リットル）
- D 最高の潜水深度（メートル）
- P 予備空気槽内の圧力（メガパスカル）

- ※1 フーカー式潜水では、毎分40リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用することになったため、これに合わせて予備空気槽の内容積の基準も小さくなりました。
- ※2 フーカー式潜水以外の送気式潜水では、これまでどおりです。

2 予備ポンペを携行させる場合の措置(第8条第3項関係)

- ◆ 送気式潜水を行うときに、潜水作業者に、予備空気槽の基準を満たす予備ポンペ（事故の場合に必要な空気をたくわえてあるポンペ）を携行させるときは、予備空気槽を設けることを要しないこと。

- ※1 予備空気槽の基準を満たす予備ポンペを潜水作業者に携行させた場合は、その予備ポンペは予備空気槽と同じ役割を果たすので、予備空気槽の設置を要しないこととなりました。
- ※2 空気圧縮機が故障して送気できなくなった場合に、混乱がなく速やかに予備ポンペに切り替えることができるよう、潜水作業者には十分な教育訓練を実施しておくことが必要です。

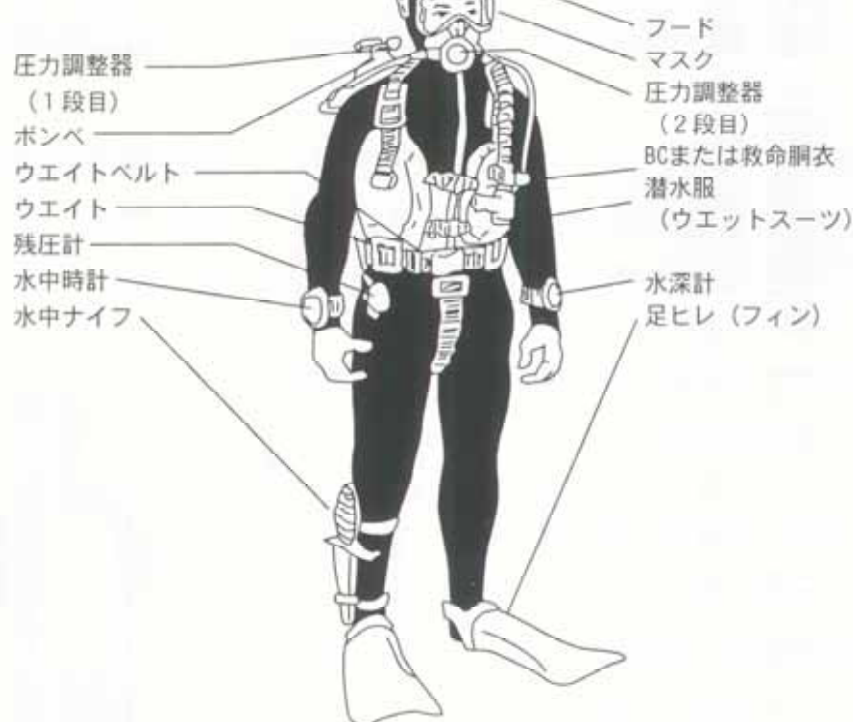


予備ポンペの着用の例

3 スキューバ式潜水における携行物(第37条第2項関係)

- ◆ スキューバ式潜水（潜水作業者に携行させたポンベからの給気を受けて行う潜水）を行う場合の携行物のうち、救命胴衣について浮力調整具（BC）に代えることができること。

※ 浮力調整具（BC：Buoyancy Compensator）とは、ポンベに接続された空気袋の空気を出入れすることによって作業中に浮力を調整することができ、緊急の場合には救命胴衣としても使用することができます。このため、浮力調整具を着用するときは、救命胴衣の着用を要しないこととなりました。



スキューバ式潜水器の例

以上のことで御不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。